

低炭素電気の普及の促進に関する指針の一部改正 に係る意見公募要領

低炭素電気の普及の促進に関する指針の一部改正を予定しています。
つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和4年12月21日（水）から令和5年1月23日（月）まで

2 御意見の提出方法

御意見は「意見提出用紙」に御記入のうえ、次のいずれかの方法により御提出願います。
なお、お電話での御意見の提出には対応いたしかねます。あらかじめ御了承ください。

(1) 郵送の場合（当日の消印有効）

郵便番号：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市環境創造局環境管理課

(2) F A Xの場合（送信時間が提出期間内に入っていれば有効）

F A X番号：045-681-2790 横浜市環境創造局環境管理課

(3) 御持参いただく場合

持参先：市庁舎27階（中区本町6-50-10）横浜市環境創造局環境管理課
受付時間は9:00から17:00まで（土日祝日・年末年始（令和4年12月29日から
令和5年1月3日）を除く）

(4) 電子メールの場合

メールアドレス：ks-teitanso@city.yokohama.jp
横浜市環境創造局環境管理課

3 資料の入手方法

意見公募にあたり、資料として「低炭素電気の普及の促進に関する指針の一部改正について」を公表
しています。環境管理課ホームページからダウンロードしていただけるほか、環境管理課、市庁舎3階
市民情報センター及び各区役所広報相談係にて閲覧・配布を行っています。

【環境管理課ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/20221221ikenkoubo.html>

4 注意事項

- (1) いただいた御意見とそれに対する考え方は、後日ホームページ等で公表します。個別の回答はい
たしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見や情報につきましては、本件の目的以外には使用しません。

5 お問合せ先

横浜市環境創造局環境保全部環境管理課
電話：045-671-4103
F A X：045-681-2790